
令和2年度高圧ガス製造事業者保安検査説明会及びコンプライアンス研修会

令和2年度保安検査結果の概要等について

○令和2年度の保安検査実績（令和3年2月末時点）

種別	県	KHK又は 指定保安検査機関	認定保安検査 実施者	計
コンビ則	54	6	62	122
一般則	101	97		198
液石則	36	22		58
冷凍則	1	32		33
LP法 (充てん設備)	21	47		68
計	213	204	62	479

延べ施設数

令和2年度保安検査での主な指摘事項について

- ・ 法第8条第1号の技術上の基準
 - ▲基準に不適合
 - ⇒改善確認後に保安検査証を交付
- ・ その他の主な指摘事項
 - 基準以外の内容のうち、
 - ▼改善することが望ましい内容
 - ∴その他のコメント

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■防消火設備に関すること

▲基準に不適合

- ・ 配管の不具合で散水されなかった。消火栓配管と散水装置配管のつなぎ変え間違いにより消火栓配管更新工事をした埋設部から多量の漏水が発生

▶【液石則第6条第1項第31号】

- ・ ポンプのメンテナンス不足で散水されなかった。散水用エンジンポンプのキャブレターが燃料かぶりで作動せず。

▶【液石則第6条第1項第31号】

- ・ 操作の不具合で一部散水されなかった。配管のバルブ操作が適正に行われず、送水量が不足した。

▶【液石則第6条第1項第31号】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■ガス設備（高圧ガス設備を含む）に関すること

▼改善することが望ましい内容

・ 液化炭酸ガス製造施設の安全弁吹き出し口に、防虫対策としてのテープが貼ってあった。吹き出しに支障をきたすものであるなのでその場で取り外しを指示し実施。

▶【一般則第6条第1項第19号】

▶規定吹き出し量を満足できない。

▶フランジ等の締結部からの噴出・漏えいが懸念される。

・ 液化酸素の配管において安全弁からの漏えいが確認。

▶【コンビ則第5条第1項第15号】

▶気密な構造でない。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■警戒標、設備距離等に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・ 3か所の出入口のうち、1か所(正門)しか警戒標の掲示がないため、残りの2か所(ローリー出入口、人の出入口)にも掲示すること。

▶【一般則第6条第1項、 例示基準1. 境界線・警戒標等標識】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■フレキシブルチューブに関すること

▼改善することが望ましい内容

- フレキシブルの外観点検は、点検項目を具体的に明記ください。
 - ▶【例示基準. 設備の点検・異常確認時の措置2. KHKS0850:2017 4.3高圧ガス設備の耐圧性能及び強度4.3.3C)】
 - ▶無理な曲げはないか、金属製のものは、ブレード部の破損、割れ、膨れ等、樹脂製のものはき裂、割れ等を記載する。
- 年次点検、定期交換はされているが、そのことを機器台帳に記録し管理されたい。
 - ▶【例示基準. 設備の点検・異常確認時の措置5.】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■保安、防災工具等に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・配管の流体方向を示す矢印が一部見づらくなっている。
 - ▶【一般則第6条第1項第41号等 例示基準 バルブ等の操作に係る適切な措置1.1.2】
- ・「開」表示札に青色と赤色の2種類あり誤操作に繋がるので、色を統一するなど一考ください。
 - ▶【一般則第6条第1項第41号等 例示基準 バルブ等の操作に係る適切な措置1.1.2】
- ・保安上重要なバルブである、緊急遮断弁、安全弁本弁等を明確にして管理すること。
 - ▶【一般則第6条第1項第41号等 例示基準 バルブ等の操作に係る適切な措置1.1.3】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■移動式製造設備に関すること

▼改善することが望ましい内容

・ 製造作業中に掲げる警戒標が整備されていないように見受けられるので、外部から見やすいよう「高圧ガス充てん中」等の警戒標を整備されたい。

▶【一般則第6条第1項第1号等 例示基準 境界線・警戒標等標識5.】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■記録類に関すること

▼改善することが望ましい内容

- ・ 安全弁作動試験に用いた基準圧力計機器番号を検査成績書に明記し、トレーサビリティを確認できる書類を用意されたい。
 - ▶【KHKS0850:2017 5.1.2圧力計 5.1.1.2精度検査】

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■ガス設備（高圧ガス設備を含む）に関すること

▼改善することが望ましい内容

- 配管の保温材が明らかに劣化している箇所があり、配管の損傷が懸念される。
 - ▶【KHKS0850:2017 4.3高圧ガス設備の耐圧性能及び強度 4.3.3b)付属書B】
 - ▶外面腐食
 - ▶腐食部位からの漏えいによる事故につながるおそれがある。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■ガス設備（高圧ガス設備を含む）に関すること

∴コメント

- 気密試験のフロー図を作成すること。
 - ▶圧力区分を色分けに等による管理。
 - ▶管理する範囲が明確になり検査漏れ防止につながる。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■ガス設備（高圧ガス設備を含む）に関すること

△コメント

・ 日常点検表で、圧力記入欄に管理値の記載がなかった。

一方、現地圧力計にも、管理値にマーキングがなかった。

これらがあると、日常点検等の際に、運転員の方が点検時の異常の有無を判断できるので、一考して下さい。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■記録類に関すること

∴コメント

- 肉厚測定結果は、グラフ化をして経年変化を可視化し管理することが望ましい。

●保安検査での主な指摘事項

(法第8条第1号の技術上の基準等)

■防消火設備に関すること

∴コメント

- ・ 散水について、必要水量、実際水量の算出根拠を整理されたい。
 - ▶許可申請時の数値を保安係員等が把握しているか。
 - ▶実際の散水により、散水量を把握しているか。

●その他の主な指摘事項

■その他、配管等に関すること

∴コメント

- 通路の配管等について、作業員がつまずいたりしないよう作業通路の確保、検知器の色覚化等の対策を推奨。

●その他の主な指摘事項

■移動式製造設備に関すること

∴コメント

・蒸発器固定部のスペーサー(ゴム製)の劣化・脱落により、ガタツキあり

- ▶振動により蒸発器の劣化が進む。
- ▶水分が侵入し、腐食が進行する。

●その他の主な指摘事項

■容器置場に関すること

∴コメント

- ガス容器の転倒防止用のチェーンがバルブに引っかかっている。
 - ▶地震等により、バルブに負荷がかかり、損傷を引き起こす恐れがある。

●その他の主な指摘事項

■防災訓練に関すること

△コメント

- 災害時体制の班分けを実用的なものにしてください。(現状は全員事務所に居る場合の体制になっている。昼間の人数が少ない時の体制を考えるべきである。)
- ライフゼムの装着訓練について、装着し実際にどの程度動けるのか等、実際の活動に即した訓練を検討してほしい。消火器の設置位置についても、訓練により取り出し易い位置を検討して欲しい。

●その他の主な指摘事項

■容器置場に関すること

- ボンベ充填場にペンキ・潤滑油等が置かれており不要なものは、整理のこと。
 - ▶【一般則第6条第2項第8号ハ、液石則第6条第2項第7号ロ、コンビ則第5条第2項第8号ハ】
- 残ガス容器で屋外に置かれているものは、容器置場で保管すること。
 - ▶【一般則第6条第2項第8号イ、液石則第6条第2項第7号イ、コンビ則第5条第2項第8号イ】

●その他の主な指摘事項

■記録類に関すること

- 定期自主検査結果について、保安管理組織として、保安統括者、保安係員等が確実に内容を確認するなど管理されたい。
 - ▶【法32条、規則：保安係員の職務等】

●その他の主な指摘事項

■保安教育に関すること

- ・ 危害予防規程が改訂された。そのことを保安教育に盛り込み、関係する従業員に周知すること。
 - ▶【法第26条、規則：危害予防規程の届出等】

ご安全に！